

民生援護資金貸付基金における「貸付先等が特定できない債権」にかかる
福知山市長コメント

民生援護資金貸付基金において、基金運用状況報告書の貸付現在額の中に「貸付先、貸付日、貸付金額、償還状況、償還期限などが特定できない債権 1,078,173 円」が存在していることを市民の皆様にご報告いたします。

また、この「貸付先等が特定できない債権」が存在することは、平成22年4月に判明しており、同年に当時の理事者に報告され、処理方針の調査検討などが指示されていましたが、今日まで処理方針などの確定ができていなかったことも併せて御報告いたします。

本年5月、担当課である社会福祉課から「貸付先等が特定できない債権」が存在していること、原因究明に努めているが詳細が不明であること等の報告を受けました。

私からは徹底した調査を行い、その結果を市民の皆様や市議会に報告・公表して適切に処理するよう指示し、担当課において、関係書類の探索等を行うとともに、その調査状況に応じ顧問弁護士とも協議を重ねました。

その結果、現存する借入申込書など関係書類から、1,078,173 円についての貸付先等を特定することはできませんでしたが、顧問弁護士の意見も踏まえ、

- ①貸付金債権であること
- ②平成11年度以前に発生した債権であること
- ③償還期限から時効満了期間を経過していること

と判断いたしました。

今後「貸付先等が特定できない債権 1,078,173 円」については、福知山市債権管理条例に基づき債権放棄を行う予定であります。

このような「貸付先等が特定できない債権」が存在していること、さらに、事実認知以来7年余りも適切な対策を講じなかったことは、事務処理を行う上で、あってはならないことであります。

これら一連の不適切な事務処理により、市行政に対する信頼を著しく失墜させたことを、市政の責任者として、市民の皆様にご深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが二度と生じないよう、全職員に公務の原点である市民の信託を受けて業務をしているということを再徹底し、再発防止に向けて管理体制、チェック体制を確立し、市政の信頼回復に全力で取り組んでいく所存であります。

平成 29 年 9 月 21 日

福知山市長 大橋 一夫